

平成23年2月15日

関東東北産業保安監督部

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する嚴重注意について

関東東北産業保安監督部は、液化石油ガス販売事業者及び保安機関である株式会社三和商会（本社）に対して、液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査を行い、さらに同社に対して、同法に基づく報告を求めました。

その内容を確認した結果、法令に定める書面の交付が行われていないこと、実施すべき保安業務のうち、一部を実施していないものがあることが判明したため、本日、同社に対して嚴重に注意し、再発防止策の策定及びその報告を求めることとしました。

1. 事実関係

関東東北産業保安監督部は、平成22年11月9日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号、以下「液石法」という。）に基づく立入検査を行いました。さらに、平成22年12月21日、株式会社三和商会に対して液石法に基づく報告を求めました。

その結果、同社の本社において液石法第14条に定める書面の交付が行われていないこと、液石法第27条第1項に規定する保安業務のうち、実施すべき保安業務の一部を実施していないものがあることを確認しました。

2. 処分の概要

関東東北産業保安監督部は、同社に対し不備のあった以下の事項について関東東北産業保安監督部長より嚴重注意文書の交付を行い改善を求めました。

- （1）法第27条第1項第1号及び第2号の規定する定期供給設備点検及び定期消費設備調査について、4年に1回以上行うべき点検の実施が行われていないものが、多数の消費者宅において認められた。

(2) 質量販売において、法第14条に定める書面の交付が行われていないことが認められた。

*) 販売先に設置したガスメーターにより計量した使用量(体積量)に応じて課金する販売形態ではなく、容器に充てんした液化石油ガスの重量に応じて金額で売り切る販売形態。

(3) 法第21条に定める業務主任者の代理者について、常勤でない者を選任していたことが認められた。

3. 今後の対応

関東東北産業保安監督部は、同社に対して再発防止を図るため、法令遵守のための社内管理体制の整備を図り、役職員を含めた社内での適切な保安教育の実施等再発防止策策定と今後1年間再発防止の実施状況を四半期毎に報告することを求めることとしました。

〈参考〉

株式会社三和商会

- ・ 本社：埼玉県岩槻区加倉1986-1
- ・ 代表者：小宮康一郎（代表取締役）
- ・ 事業所：本社、筑波営業所

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部保安課

課長：天野

担当者：横田・楠瀬くすのせ・田中

電話：048-600-0294（ダイヤルイン）